

認証評価機関の認証に係る申請時点（平成30年3月16日）からの変更点

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
1 名称及び所在地		
(1) 名称 一般財団法人大学教育質保証・評価センター (2) 事業所の所在地 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビルB106	(1) 名称 公立大学改革支援・評価研究センター (2) 事業所の所在地 東京都港区虎ノ門2丁目9番8号郵政福祉虎ノ門第二ビル	2頁
4 大学評価基準及び評価方法		
(1) 大学評価基準 基準1 基板評価：法的適合性の保証 基準1では、基板評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性を保証する観点から評価する。 (略) 評価事項のうち、内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。）を、特に重点的に評価する。 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上 基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。 評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展 (略) 評価にあたっては、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組を組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。	(1) 大学評価基準 基準1 基板評価：法的適合性の保証 基準1では、基板評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性の保証を支援する観点から評価する。 (略) 内部質保証については、評価事項のうち、「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」を、特に重点的に評価するものとする。 基準1に関しては、別紙資料として「基準1で評価を行う事項に関する指針」を置き、それぞれの評価事項で行う評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示す。 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上 基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上を支援する観点から評価する。 内部質保証については、教育研究の水準の向上に関し、有効に機能しているか評価する。 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展 (略) 内部質保証については、教育研究の水準の向上に関し、有効に機能しているか評価する。	2頁
(2) 評価プロセス ① 大学質保証研修の実施 受審大学は、本評価に関する自己点検・評価を開始するに当たり、本評価の目的と特徴を理解し自己点検・評価を効果的に行うための大学質保証研修を、SD研修の一環として実施することが求められる。この研修には本センターから講師を派遣して認証評価の意義等を説明し、大学構成員における自己点検・評価への主体的な取組を促進する。 ② 点検評価ポートフォリオの作成 受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料で構成される点検評価ポートフォリオを、「点検評価ポートフォリオ作成要項」に従って作成する。点検評価ポートフォリオの作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができる。	(2) 評価のプロセス ① 大学質保証研修の実施 受審大学は、本評価に関する自己点検・評価を開始するに当たり、本評価の目的と特徴を理解し自己点検・評価を効果的に行うための大学質保証研修を、SD研修の一環として実施する。この研修には本センターから講師を派遣し、大学構成員が認証評価の意義を理解し自己点検・評価に主体的に取り組むための支援を行う。 ② 点検評価資料の作成 受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料を、別に定める「点検評価資料作成要項」に従って作成する。点検評価資料の作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができる。	3頁

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
<p>(3) 各基準の評価及び評価結果</p> <p>基準 1 「基準 1 に関する評価の指針」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していることと確認できた場合、基準を満たすと判断する。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘する。 ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること）についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断する。</p> <p>基準 2 「基準 2 で評価を行う事項に関する指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断する。</p> <p>基準 3 「基準 3 で評価を行う事項に関する指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断する。</p> <p>評価結果 すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断する。 ※全般的に修正</p>	<p>(3) 評価の手法 受審大学が各基準に対する点検評価資料を作成するプロセスでは、点検評価資料の作成状況を確認し、必要に応じて評価実施チームが自己評価関係者に助言する。評価実施チームは、実地調査までに作成された各基準に対する点検評価使用の分析を行い、実地調査において自己評価関係者と意見交換を行う。 実地調査終了後は、各基準に対する点検評価資料及び評価審査会における意見交換の内容について分析を行い、評価実施チームは評価結果（原案）を作成する。評価結果（原案）は、評価委員会（以下、「評価委員会」という）において審議され、評価結果（案）として受審大学に通知される。</p>	3 頁
<p>(4) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定 受審大学は評価結果（案）を確認し、必要に応じて意見申立てを行うことができる。受審大学から意見申立てが行われた場合、意見申立審査会において対応を審議し、その対応案を認証評価委員会に報告する。認証評価委員会は、対応案の審議を経て対応を決定し、評価結果を確定する。</p>	<p>1) 受審大学は本センターから示された評価結果（案）に対し、必要に応じて意見申立てを行うことができる。受審大学から意見申立てが行われた場合、意見申立審査会において意見内容を審議し、その対応案を評価委員会に報告する。評価委員会は、対応案の審議を経て対応を決定し、評価結果を確定する。 ※9 その他評価の実施に関し参考となる事項から移動</p>	4 頁
8 評価に係る手数料の額		
<p>本センターが定める「大学機関別認証評価評価手数料に関する規程」による。 ※別表 1：大学機関別認証評価に係る評価手数料（第 2 条第 1 項関係） （種別：大学教育質保証・評価センター会員） 次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大学基本額 160万円 二 1 学部あたり 35万円 三 1 研究科あたり 20万円 <p>（種別：大学教育質保証・評価センター非会員） 次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大学基本額 350万円 二 1 学部あたり 60万円 三 1 研究科あたり 40万円 	<p>評価手数料は以下を予定。 （公立大学改革支援・評価研究センター会員の場合） 大学基本額 160万円（消費税別） 一学部あたり 35万円（消費税別） 一研究科あたり 20万円（消費税別） （公立大学改革支援・評価研究センター非会員でない場合） 大学基本額 250万円（消費税別） 一学部あたり 50万円（消費税別） 一研究科あたり 30万円（消費税別）</p>	5 頁
9 その他評価の実施に関し参考となる事項		

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
1) (略) 2) (略) 3) (略) 4) (略) 5) 学校教育法第110条第2項第4号については、設立後4年間に渡り公立大学協会から年間1,500万円の資金譲渡を受けることが決定している。また会員加入の見直しについても意向調査により十分な結果が得られている。以上のことから、十分な経理的基礎を有している。 6) (略)	1) 受審大学は本センターから示された評価結果（案）に対し、必要に応じて意見申立てを行うことができる。受審大学から意見申立てが行われた場合、意見申立審査会において意見内容を審議し、その対応案を評価委員会に報告する。評価委員会は、対応案の審議を経て対応を決定し、評価結果を確定する。 2) (略) 3) (略) 4) (略) 5) (略) 6) 学校教育法第110条第2項第4号については、認証評価機関としての認証が得られた後、一般社団法人公立大学協会から300万円の出資を受け、一般財団法人が設立される。 また、当面の運営については、設立後4年間に渡り、運転資金として必要に応じ6,000万円の支援を受ける予定である。さらに、当面の事務については、公立大学協会事務局が兼務することとなっている。 以上のことから、十分な経理的基礎を有している。 7) (略)	5頁

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
別表（役員名簿）		
代表理事 奥野 武俊 元大阪府立大学長 理事 近藤 倫明 元九州市立大学特任教授 理事 佐々木 民夫 岩手県立大学名誉教授 理事 吉武 博通 公立大学法人首都大学東京/筑波大学名誉教授 監事 稲垣 卓 福山市政策顧問 監事 中島 恭一 富山国際大学長	代表理事 奥野 武俊 元大阪府立大学長 理事 浅田 尚紀 兵庫県立大学副学長 理事 近藤 倫明 元九州市立大学特任教授 理事 佐々木 民夫 岩手県立大学名誉教授 理事 吉武 博通 公立大学法人首都大学東京/筑波大学名誉教授 幹事 稲垣 卓 福山市政策顧問 幹事 中島 恭一 富山国際大学長	
添付書類 1（定款）		
一般財団法人大学教育質保証・評価センター 定款 （事業） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価 (2) 大学の教育研究等の総合的な状況についての評価に関する調査研究 (3) 前各号に附帯又は関連する事業 ※その他の内容については略	公立大学改革支援・評価研究センター規則 （事業） 第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 公立大学の改革を支援するための事業 (2) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究 (3) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価を行うこと (4) 前号に附帯又は関連する事業 ※その他の内容については略	
添付資料 2（登記簿本（写））		
添付あり	添付なし	
添付資料 3-1（貸借対照表）		
一般財団法人大学教育質保証・評価センター 設立当初の貸借対照表 ・会費収入及び公立大学協会からの譲渡の根拠を添付 ・事務局体制の明確化 ※その他の内容については略	財産目録 ※内容については略	
添付資料 3-2（財産等及び収支計画）		
財産等及び収支計画 ※内容については略	財産等及び今後5年間の収支計画 ※内容については略	
添付資料 4（2019年度及び2020年度の実施計画）		
2019年度及び2020年度の実施計画 ※内容については略	平成30年度及び平成31年度の実施計画 ※内容については略	
添付資料 5（認証評価の業務以外の業務の種類及び概要）		
認証評価の業務以外の業務の種類及び概要 ※内容については略	認証評価の業務以外の業務の種類及び概要 ※内容については略	
添付資料 6（大学機関別認証評価 実施大綱）		
はじめに （略） 大学教育質保証・評価センター （以下「センター」という。）は、大学の教育研究の質の保証及び向上の取組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の理念に則り、 大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施します。	はじめに （略） 公立大学改革支援・評価研究センター （以下「センター」という。）は、大学の教育研究の質の保証及び向上の取組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の理念に則り、 大学が行う教育研究の質の保証及び向上を支援することを目的として認証評価を実施します。	1 頁

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
1 評価の目的 センターが、大学の求めに応じて実施する認証評価（以下「本評価」という。）の目的は、以下のとおりです。 (1) 大学の教育研究の質を保証すること (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）の実質化を促すこと （注釈） 内部質保証 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えたうえで、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表します。これらの活動に組織的に取り組み、大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを内部質保証とします。	センターが、大学の求めに応じて実施する認証評価（以下「本評価」という。）の目的は、以下のとおりです。 ① 大学が自ら行う教育研究の質の保証の取組みへの支援 ② 大学が自ら行う教育研究の水準の向上の取組みへの支援 ③ 大学が自ら行う教育研究の特色の進展の取組みへの支援 ④ 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）への支援	1 頁
2 評価の基本的な方針 センターは以下の基本的な方針に基づいて本評価を実施します。 (1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証 大学が自ら行う点検・評価の妥当性について、第三者による厳格な評価を行い、大学の教育研究等の質を保証します。 (2) 内部質保証の実質化の促進 大学が自ら行う点検及び評価に対し、研修や指摘を行うことにより、大学の自己点検・評価の実効性を高め、大学の内部質保証の実質化を促進します。 (3) 本評価以外の大学評価結果の活用 （略）	センターは以下の基本的な方針に基づいて本評価を実施します。 (1) 大学の自主性・自立性の尊重 大学の教育研究の質の保証及び向上は大学自身の責任であることを前提とし、大学が自主的・自律的に行う点検及び評価に基づいて評価を実施します。 (2) 内部質保証の実質化の促進 大学が自ら行う点検及び評価と並行して認証評価を実施し、そのプロセスにおける研修や助言により、大学の自己点検・評価の実効性を高め、大学の内部質保証の実質化を促進します。 (3) 本評価以外の大学評価結果の活用 （略）	1 頁
3 大学評価基準の構成 本評価の大学評価基準は、以下の3つの基準で構成されています。また、各基準にはそれぞれ評価の指針を定めています。 基準1 基盤評価：法令適合性の保証 （略） 評価事項のうち、内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。）を、特に重点的に評価します。 基準1の評価の指針では、それぞれの評価事項で行う評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示しています。 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上 （略） 評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。 基準2の評価の指針では、評価に付す根拠資料・データを例示し、評価の方法を示しています。 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展 （略） 評価にあたっては、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。 基準3の評価の指針では、評価に付す根拠資料・データを例示し、評価の方法を示しています。	本評価の大学評価基準は、表1に示す3つの基準で構成されています。 基準1 基盤評価：法令適合性の保証 （略） 内部質保証については、評価事項のうち「 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。 」を、特に重点的に評価します。 基準1に関しては、別紙資料として「基準1で評価を行う事項に関する指針」を置き、それぞれの評価事項で行う評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示しています。 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上 （略） 内部質保証については、教育研究の水準の向上に関し、有効に機能しているか評価します。 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展 （略） 内部質保証については、特色ある教育研究の進展に関し、有効に機能しているか評価します。	1 頁

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
5 評価の実施方法の構成		
<p>(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス 本評価に関して受審大学が行う自己点検・評価は、以下のプロセスで行われます。</p> <p>① 大学質保証研修の実施 受審大学は、本評価に関する自己点検・評価を開始するに当たり、本評価の目的と特徴を理解し自己点検・評価を効果的に行うための大学質保証研修を、SD研修の一環として実施することが求められます。この研修にはセンターから講師を派遣して認証評価の意義等を説明し、大学構成員における自己点検・評価への主体的な取組みを促進します。</p> <p>② 点検評価ポートフォリオの作成 受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料等で構成される点検評価ポートフォリオを、別に定める「点検評価ポートフォリオ作成要項」に従って作成します。点検評価ポートフォリオの作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができます。</p> <p>③ 実地調査への対応と評価審査会の開催 (略)</p>	<p>(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス 本評価に関して受審大学が行う自己点検・評価は、以下のプロセスで行われます。</p> <p>① 大学質保証研修の実施 受審大学は、本評価に関する自己点検・評価を開始するに当たり、本評価の目的と特徴を理解し自己点検・評価を効果的に行うための大学質保証研修を、SD研修の一環として実施します。この研修にはセンターから講師を派遣し、大学構成員が認証評価の意義を理解し自己点検・評価に主体的に取り組むための支援を行います。</p> <p>② 点検評価資料の作成 受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料を、別に定める「点検評価資料作成要項」に従って作成します。点検評価資料の作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができます。</p> <p>③ 実地調査への対応と評価審査会の開催 (略)</p>	<p>3頁</p>
<p>(2) センターにおける評価のプロセス 受審大学が各基準に対する点検評価資料を作成するプロセスでは、点検評価資料の作成状況を確認するとともに、設置計画履行状況等調査の結果への対応状況を確認し、必要に応じて評価実施チームが自己評価関係者に指摘を行います。評価実施チームは、実地調査までに作成された点検評価ポートフォリオの分析を行い、実地調査において自己評価関係者と意見交換を行います。 (略)</p>	<p>(2) センターにおける評価のプロセス センターは、受審大学が実施する大学質保証研修に講師を派遣し、自己点検・評価の方針を確認した上で、受審大学を担当する評価実施チームを編成します。 受審大学が各基準に対する点検評価資料を作成するプロセスでは、点検評価資料の作成状況を確認するとともに、設置計画履行状況等調査の結果への対応状況を確認し、必要に応じて評価実施チームが自己評価関係者に助言します。評価実施チームは、実地調査までに作成された各基準に対する点検評価資料の分析を行い、実地調査において自己評価関係者と意見交換を行います。 (略)</p>	<p>3頁</p>
<p>(3) 各基準の評価及び評価結果 基準1 「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保していると確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。 ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事）についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。</p> <p>基準2 「基準2で評価を行う事項に関する指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、教育研究の水準の向上に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。</p> <p>基準3 「基準3で評価を行う事項に関する指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、特色ある教育研究の進展に努めていることが確認できた場合、基準を満たすと判断します。</p> <p>評価結果 すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断します。</p>	<p>記載なし</p>	<p>3頁</p>
<p>(4) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定 (略)</p>	<p>(3) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定 (略)</p>	<p>4頁</p>
6 評価結果の公表		

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
<p>評価結果は、受審大学に通知すると同時に、センターのウェブサイトに掲載し、広く社会に公表します。</p> <p>受審大学は、点検評価ポートフォリオを大学のウェブサイト等で公表します。</p> <p>なお、大学からの要請がある場合には、評価結果の内容に基づき、大学を設置する法人の評価に提供できる資料を作成します。</p>	<p>評価結果には、点検評価資料に対する分析結果である優れた点や改善を要する点などの評価に加えて、受審大学の自己点検・評価プロセスにおける大学への助言や指導の内容を含みます。評価結果は、受審大学に通知すると同時に、センターのウェブサイトに掲載し、広く社会に公表します。</p> <p>受審大学は、基準ごとの点検評価資料を完成し、大学のウェブサイト等で公表します。</p> <p>（略）</p>	<p>4頁</p>

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
8 情報公開		
センターは、 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項 を、センターのウェブサイトに掲載し公表します。	センターは、 組織の基本情報、大学評価基準及び評価方法、評価の実施体制などの認証評価に関する重要な情報 を、センターのウェブサイトに掲載し公表します。	4頁
9 評価の申請とスケジュール		
<p>(1) 評価の申請 本評価の受審を希望する大学は、評価を実施する前年度（非会員は前々年度）の11月末までに、別に定める様式に従って、センターに申請することが必要です。センターは、大学から申請が行われた場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該大学の評価を実施します。</p> <p>(2) 評価のスケジュール 別表1を参照</p>	<p>9 評価の申請とスケジュール</p> <p>(1) 評価の申請 本評価の受審を希望する大学は、評価を実施する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、センターに申請することが必要です。センターは、大学から申請が行われた場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該大学の評価を実施します。</p> <p>(2) 評価のスケジュール 別表1を参照</p>	4頁
添付資料7（大学機関別認証評価 大学評価基準）		
<p>基準1 基盤評価：法令適合性の保証 (略) 基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。</p> <p>(略)</p> <p>基準2 水準評価：教育研究の水準の向上 大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。 基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。</p> <p>基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展 (略) 基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。</p>	<p>基準1 基盤評価：法令適合性の保証 (略) 基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性の保証を支援する観点から評価する。</p> <p>(略)</p> <p>基準2 水準評価：教育研究の水準の向上 大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。 基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上を支援する観点から評価する。</p> <p>基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展 (略) 基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展を支援する観点から評価する。</p>	1頁
大学評価基準に関する評価の指針		
<p>基準1に関する評価の指針 基準1では、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項（以下「評価事項」という。）それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。 (略)</p>	<p>基準1で評価を行う事項に関する指針 基準1では、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項（以下「評価事項」という。）それぞれについて、法令適合性の観点から大学が行う点検及び評価の内容について評価することとなります。 (略)</p>	別紙 1頁
<p>基準2に関する評価の指針 基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。</p> <p>1 評価に付す根拠資料・データ（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学が外部に対して公表する情報集、報告書等 ・ 第三者による大学の水準分析等の報告書 ・ 学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果 ・ 以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組み <p>2 評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的におこなわれているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みが組織的に行なわれているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているかについて確認する。 	記載なし	別紙 1頁

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
基準3に関する評価の指針 基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。 1 評価に付す根拠資料・データ（例示） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある教育研究の取組みに関する報告書等 ・ 特色ある教育研究の取組みに関する第三者による検証等の報告書 ・ 特色ある教育研究の取組みに関する学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果 2 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。 ・ それぞれの取組みの状況について確認し、特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているかについて確認する。 	記載なし	別紙 1頁
添付資料8（大学機関別認証評価 点検評価ポートフォリオ作成要項		
本要項について 大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が実施する大学機関別認証評価（以下「本評価」という。）の評価を受けるためには、本評価を受審する大学（以下「受審大学」という。）は、本センターが作成した自己点検・評価の様式である「点検評価ポートフォリオ」を作成し、本センターに提出する必要があります。 本要項では、点検評価ポートフォリオの考え方、作成方法等について説明します。	1 点検評価資料作成要項 公立大学改革支援・評価研究センター（以下「本センター」という。）が実施する、大学機関別認証評価（以下「本評価」という。）を受審するためには、本センターに提出する点検評価資料を受審大学において作成する必要があります。本要項は、点検評価資料の作成についての考え方及び作成の概要を示すものです。	1頁
点検評価ポートフォリオの考え方 （略） 大学には、社会からの信頼を獲得するため、こうした多元化、複層化した大学の内部質保証活動の全体を簡潔に整理した上で、社会に対して示していくことが求められます。本センターでは、こうした資料の全体を「点検評価ポートフォリオ」と位置づけ、基準ごとの点検評価資料の様式を定めた「点検評価ポートフォリオ記入様式」を準備し、受審大学に作成を求めます。	2 点検評価資料（点検評価ポートフォリオ）の考え方 （略） 大学には、こうした多元化、複層化した大学の内部質保証活動の全体を簡潔に整理したうえで、一覧できる形式で社会に対し示すことが求められます。本センターでは、こうした資料の全体を「点検評価ポートフォリオ」と位置づけ、基準ごとの点検評価資料の様式を定めた「点検評価ポートフォリオ記入様式」を準備し、受審大学に作成を求めます。	1頁
I 点検評価ポートフォリオの構成		
点検評価ポートフォリオは、以下の①～⑤の要素で構成されます。	3 点検評価ポートフォリオの構成 「点検評価ポートフォリオ」の要素は、本評価の3つの評価基準それぞれに関する点検評価資料と、その他の資料からなります。（図参照）。 点検評価資料の作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができます。	2頁
① 大学の概要・目的 大学の基本的な情報や、大学の目的について記載します。	記載なし	2頁
② 「基準1 法令適合性の保証」に対する点検評価資料 「基準1 法令適合性の保証」は、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性を保証する観点から評価する基準です。この評価は、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価を行うものとして定められている事項（以下「評価事項」という。表参照。）について行います。点検評価ポートフォリオでは、基準1の趣旨を踏まえ、様式に従って、評価事項ごとに記載します。	（1）基準1（基盤評価：法令適合性の保証）に関する点検評価資料 基準1については、認証評価を行うものとして定められている事項（細目省令第1条第2項第1号）それぞれに対し、法令適合性がどのように保証されているかを様式に従って簡潔にまとめると同時に、関係する法令のリストに従って重要な公表情報の一覧を示すことを求めます。	2頁
③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に対する点検評価資料 「基準2 教育研究の水準の向上」は、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する基準です。点検評価ポートフォリオでは、基準2の趣旨を踏まえ、様式に従って自己の水準分析の状況について記載します。	（2）基準2（水準評価：教育研究の水準の向上）に関する点検評価資料 基準2については、大学が行う自己の水準分析がどのように実施されているか、様式に従って簡潔に示します。	2頁

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
<p>④「基準3 特色ある教育研究の進展」に対する点検評価資料 「基準3 特色ある教育研究の進展」は、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価する基準です。点検評価ポートフォリオでは、基準3の趣旨を踏まえ、様式に従って特色ある教育研究の状況について記載します。</p>	<p>（3）基準3（特色評価：特色ある教育研究の進展）に関する点検評価資料 基準3については、特色ある教育研究の進展がどのようにはかかれているか、様式に従って簡潔に示します。</p>	<p>2頁</p>

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
⑤ 認証評価共通基礎データ 法令の要請事項に関わる基礎データを記載します。これは、大学機関別認証評価を実施する各評価機関が共通して提出を求めている内容です。	(4) その他の資料 以上のほか、大学は、点検評価資料の冒頭に大学の概要、大学の目的を示します。さらに認証評価機関連絡協議会が作成する「認証評価共通基礎データ様式」を提出します。	2頁
II 点検評価ポートフォリオの作成方法		
点検評価ポートフォリオを作成するにあたっては、大学評価基準（別紙を含む）を参照の上、以下の5つの要素ごとの作成方法に従って、大学の自己点検・評価の結果を別添の「点検評価ポートフォリオ記入様式」に整理してください。 なお、効率的かつ効果的な認証評価を実施するため、点検評価ポートフォリオの作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価など、大学を対象とした種々の評価制度における大学の教育研究の質の保証及び向上に関する資料を活用することができます。	記載なし	3頁
① 大学の概要・目的 （略）	記載なし	3頁
② 「基準1 法令適合性の保証」に対する点検評価資料 基準1に対する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準1に関する評価の指針」に定めるとおり、評価事項ごとに法令への適合状況を整理します。 様式は、評価事項ごとに見開きページになっています。 左ページの「(1) 自己点検・評価の実施状況」には、原則として1ページで、当該評価事項の法令への適合性に関する自己点検・評価の実施状況を整理します。その際、評価事項ごとに右ページに掲載された関係法令等が求める事項への適合状況を、必ず説明してください。また、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められる事項が明らかになった場合は、その内容と改善方策を記述します。 右ページの「(2) 関係法令等に対応する公表資料」には、当該評価事項に関する法令（「基準1に関する評価の指針」）のうち、特に自己点検・評価の実施状況を説明すべき条文を抜粋しています。原則として1ページで、各関係法令等に対する根拠資料の資料名等を記入し、当該資料が公開されているWeb ページへのリンクを埋め込んでください。 ※全般的に変更	第1章 「基準1 法令適合性の保証」に対する点検評価資料について 1 基準1に対する評価 基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性の保証を支援する観点から評価します。この評価は、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価を行うものとして定められている事項（以下「評価事項」という。表1参照）について行います。 内部質保証については、評価事項のうち「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」を、特に重点的に評価します。 基準1に関しては、大学評価基準に別紙資料として「基準1で評価を行う事項に関する指針」を置き、それぞれの評価事項で行う評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示しています。 2 基準1に対する点検評価資料 基準1に対する点検評価資料作成のための評価事項ごとの様式が「点検評価ポートフォリオ記入様式」の中に準備されています（ただし、細目省令に定められた事項の「イ～ヌ」は「1～10」と番号を振り直してあります）。 各評価事項に関する様式は、原則として見開き左右2ページで示されることとなります。左ページの「(1) 自己点検・評価の実施状況」には、各評価事項に関する法令適合性を大学の自己点検・評価で確認した結果を記述します。右ページの「(2) 関係法令等に対応する公表資料」には、当該事項に関する法令を示してありますので、各関係法令等の求めに対応するエビデンスとなる資料を、原則として公表されたウェブページのリンクを埋め込んだ形で記入します。	7頁

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所
<p>③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に対する点検評価資料 基準2に対する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準2に関する評価の指針」に定めるとおり、「情報を体系的に、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。 先頭ページには、原則として1 ページで、「1）自己分析活動の状況」及び「2）自己分析活動の取組み（目次）」を記述します。 「1）自己分析活動の状況」には、大学の組織的な情報の収集・分析活動の状況を記述します。 「2）自己分析活動の取組み（目次）」には、大学が行う情報の収集・分析の取組みのうち、大学が特に重要と考える分析活動を選び、取組みのタイトルと掲載ページ番号を記入します。 「3）自己分析活動の取組み」（各取組みのページ）には、原則として1 ページで、情報の収集・分析活動ごとに、以下の内容を記述します。 タイトル 分析の背景 分析の内容 関連資料の所在 なお、記述する情報の収集・分析活動の数は、3 つ以上5 つ以下を目安とします。また、その内容はあくまで大学の判断によりますが、参考として以下に例を示します。 ※全般的に変更</p>	<p>第2章 「基準2 教育研究の水準の向上」に対する点検評価資料について 1 基準2に対する評価 基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上を支援する観点から評価します。 内部質保証については、教育研究の水準の向上に関し、有効に機能しているか評価します。 2 基準2に対する点検評価資料 基準2に対する点検評価資料作成のための様式が「点検評価ポートフォリオ記入様式」の中に準備されています その様式に従って、大学は、大学が継続的にモニタリングしている様々な指標の経年変化や、他大学との比較等のデータ分析による自己分析活動の内、特に評価を希望する取組みを示します（表2を参照）。</p>	<p>10頁</p>
<p>④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に対する点検評価資料 基準3に対する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に定めるとおり、「特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。 先頭ページには、原則として1 ページで、「1）特色ある教育研究の状況」及び「2）特色ある教育研究の取組み（目次）」を記述します。 「1）特色ある教育研究の状況」には、大学の組織的な特色ある教育研究の状況を記述します。 「2）特色ある教育研究の取組み（目次）」には、大学が行う特色ある教育研究の取組みのうち、大学が特に重要と考える活動を選び、取組みのタイトルと掲載ページ番号を記入します。 「3）特色ある教育研究の取組み」（各取組みのページ）には、原則として1 ページで、特色ある教育研究の進展に資する活動について、以下の内容を記述します。 タイトル 取組みの概要 取組みの成果 自己評価 関連資料の所在 なお、記述する特色ある教育研究の進展に資する活動の数は、3 つ以上5 つ以下を目安とします。 ※全般的に変更</p>	<p>第3章 「基準3 特色ある教育研究の進展」に対する点検評価資料について 1 基準3に対する評価 基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展を支援する観点から評価します。 内部質保証については、特色ある教育研究の進展に関し、有効に機能しているか評価します。 2 基準3に対する点検評価資料 基準3に対する点検評価資料作成のための様式が「点検評価ポートフォリオ記入様式」の中に準備されています その様式に従って、大学は、大学が行う特色ある教育研究の内、特に評価を希望する取組みの進展状況を示します（表3を参照）。</p>	<p>13頁</p>
<p>⑤ 認証評価共通基礎データ 認証評価共通基礎データは、別添の「認証評価共通基礎データ様式」に記載の留意事項を参照の上、記入します。</p>	<p>記載なし</p>	<p>16頁</p>

認証評価機関申請書（補正） （新：大学教育質保証・評価センター）	認証評価機関申請書 （旧：公立大学改革支援・評価研究センター）	補正申請書 該当箇所																																																									
Ⅲ 点検評価ポートフォリオの提出方法																																																											
<p>1 点検評価ポートフォリオについて 点検評価ポートフォリオは、紙媒体（1部）及び電子媒体（MS-Word版）で提出してください。</p> <p>2 点検評価ポートフォリオの根拠となる資料・データ等について 点検評価ポートフォリオの根拠となる資料・データ等は、点検評価ポートフォリオにおいて資料掲載URLを提示することにより示されるのを原則としますが、その他の方法での提出が必要な場合は、紙媒体または電子媒体（PDF版）で提出してください。</p> <p>3 提出締切及び提出先 （1）提出締切 評価実施年度の5月30日必着 5月30日が土日に当たる場合は直前の金曜日必着 （2）提出先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビルB106 大学教育質保証・評価センター事務局 *****@***.**.jp</p>	<p>第4章 点検評価資料の提出方法等について</p> <p>1 点検評価資料について 点検評価資料は、電子媒体（MS-Word版）で提出してください。</p> <p>2 点検評価資料の根拠となる資料・データ等について （1）点検評価資料の根拠となる資料・データ等は、点検評価資料において資料掲載URLが示されるのが原則ですが、その他の方法での提出が必要な場合は、紙媒体または電子媒体（PDF版）で提出してください。 （2）認証評価機関連絡協議会が作成する様式「認証評価共通基礎データ」は、当該別添とする資料・データ等とは別に、電子媒体（MS-Word、Excel版）で提出してください。</p> <p>3 提出締切及び提出先 （1）提出締切 評価実施年度の5月30日必着 5月30日が土日に当たる場合は直前の金曜日必着 （2）提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-8 郵政福祉虎ノ門第二ビル2F 公立大学改革支援・評価研究センター事務局</p>	17頁																																																									
添付資料9（認証評価体制）																																																											
<p>（認証評価委員会について） ○認証評価委員会の委員には、国公立大学の関係者のほか、大学の教育研究等に精通する弁護士、高等学校関係者の有識者等に加え、大学の財務に精通した公認会計士を置き、適切な認証評価を行う。 （評価実施チームについて） ○評価実施チームは、大学関係者を中心とする評価委員4名（うち主査1名）で編成することを標準とする。評価委員は、申請大学を評価するのにふさわしい者の中から、認証評価委員会が選定する。 ○評価実施チームには、本評価の理念・方法等の徹底を図る観点から、認証評価委員会の委員が1名程度加わることとする。 （意見申立審査会について） ○意見申立審査会の委員は、大学関係者を中心に3名程度で編成するが、認証評価委員会の委員とは兼務できないほか、弁護士等の配置を予定している。</p>	<p>評価実施チームは、評価委員4名（うち主査1名）で編成することを標準とする。評価委員は、当面の間認証評価委員会の委員を中心に、受審大学の分野等に応じて必要な委員を加えて編成する。</p>																																																										
添付資料10（認証評価委員会委員名簿）																																																											
<table border="0"> <tr> <th>役職</th> <th>所属・職名</th> <th>氏名</th> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>北九州市立大学特任教授</td> <td>近藤 倫明</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>兵庫県立大学副学長</td> <td>浅田 尚紀</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>福岡県立大学学長</td> <td>柴田洋三郎</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>公立大学法人首都大学東京理事/筑波大学名誉教授</td> <td>吉武 博通</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>早稲田大学 研究戦略センター</td> <td>喜久里 要</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士</td> <td>栗井 浩史</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岩手県立大学名誉教授</td> <td>佐々木民夫</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>弁護士</td> <td>清水 潔</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>株式会社博報堂/長野県参与</td> <td>船木 成記</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>国立大学協会専務理事</td> <td>山本 健慈</td> </tr> </table> <p>※高等学校関係者を追加予定</p>	役職	所属・職名	氏名	委員長	北九州市立大学特任教授	近藤 倫明	副委員長	兵庫県立大学副学長	浅田 尚紀	副委員長	福岡県立大学学長	柴田洋三郎	副委員長	公立大学法人首都大学東京理事/筑波大学名誉教授	吉武 博通	委員	早稲田大学 研究戦略センター	喜久里 要	委員	公認会計士	栗井 浩史	委員	岩手県立大学名誉教授	佐々木民夫	委員	弁護士	清水 潔	委員	株式会社博報堂/長野県参与	船木 成記	委員	国立大学協会専務理事	山本 健慈	<table border="0"> <tr> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>委員長 奥野 武俊</td> <td>公立大学協会専務理事（変更あり）</td> </tr> <tr> <td>副委員長 浅田 倫明</td> <td>兵庫県立大学副学長</td> </tr> <tr> <td>副委員長 佐々木民夫</td> <td>岩手県立大学名誉教授（変更あり）</td> </tr> <tr> <td>副委員長 吉武 博通</td> <td>公立大学法人首都大学東京理事/筑波大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>委員 稲垣 卓</td> <td>福山市政策顧問（変更あり）</td> </tr> <tr> <td>委員 岩野 雅子</td> <td>山口県立大学副学長（変更あり）</td> </tr> <tr> <td>委員 近藤 倫明</td> <td>北九州市立大学特別顧問（変更あり：委員長）</td> </tr> <tr> <td>委員 清水 一彦</td> <td>山梨県立大学学長（変更あり）</td> </tr> <tr> <td>委員 柴田洋三郎</td> <td>福岡県立大学学長（変更あり：副委員長）</td> </tr> <tr> <td>委員 高橋 哲也</td> <td>大阪府立大学副学長（変更あり）</td> </tr> <tr> <td>委員 中島 恭一</td> <td>富山国際大学学長（変更あり）</td> </tr> </table> <p>※名簿に示した委員のほか、民間企業から2名程度、国立大学関係者2名程度、私立大学関係者を1名程度、追加で任命する予定</p>	氏名	備考	委員長 奥野 武俊	公立大学協会専務理事（変更あり）	副委員長 浅田 倫明	兵庫県立大学副学長	副委員長 佐々木民夫	岩手県立大学名誉教授（変更あり）	副委員長 吉武 博通	公立大学法人首都大学東京理事/筑波大学名誉教授	委員 稲垣 卓	福山市政策顧問（変更あり）	委員 岩野 雅子	山口県立大学副学長（変更あり）	委員 近藤 倫明	北九州市立大学特別顧問（変更あり：委員長）	委員 清水 一彦	山梨県立大学学長（変更あり）	委員 柴田洋三郎	福岡県立大学学長（変更あり：副委員長）	委員 高橋 哲也	大阪府立大学副学長（変更あり）	委員 中島 恭一	富山国際大学学長（変更あり）	
役職	所属・職名	氏名																																																									
委員長	北九州市立大学特任教授	近藤 倫明																																																									
副委員長	兵庫県立大学副学長	浅田 尚紀																																																									
副委員長	福岡県立大学学長	柴田洋三郎																																																									
副委員長	公立大学法人首都大学東京理事/筑波大学名誉教授	吉武 博通																																																									
委員	早稲田大学 研究戦略センター	喜久里 要																																																									
委員	公認会計士	栗井 浩史																																																									
委員	岩手県立大学名誉教授	佐々木民夫																																																									
委員	弁護士	清水 潔																																																									
委員	株式会社博報堂/長野県参与	船木 成記																																																									
委員	国立大学協会専務理事	山本 健慈																																																									
氏名	備考																																																										
委員長 奥野 武俊	公立大学協会専務理事（変更あり）																																																										
副委員長 浅田 倫明	兵庫県立大学副学長																																																										
副委員長 佐々木民夫	岩手県立大学名誉教授（変更あり）																																																										
副委員長 吉武 博通	公立大学法人首都大学東京理事/筑波大学名誉教授																																																										
委員 稲垣 卓	福山市政策顧問（変更あり）																																																										
委員 岩野 雅子	山口県立大学副学長（変更あり）																																																										
委員 近藤 倫明	北九州市立大学特別顧問（変更あり：委員長）																																																										
委員 清水 一彦	山梨県立大学学長（変更あり）																																																										
委員 柴田洋三郎	福岡県立大学学長（変更あり：副委員長）																																																										
委員 高橋 哲也	大阪府立大学副学長（変更あり）																																																										
委員 中島 恭一	富山国際大学学長（変更あり）																																																										
添付資料12（認証評価に関する諸規則）																																																											
<p>認証評価に関する諸規則 ※内容については略</p>	<p>認証評価に関する諸規則 ※内容については略</p>																																																										